

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
リスクアセスメント要綱

第1章 総則

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）におけるリスクアセスメント活動に関わる基本的な取組み方法を規定することにより、引き続いておこなわれるリスク対応の適正実施を確実に進め、都産技研の事業運営の堅実化及びステークホルダーの損失の最小化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 リスク それが発覚することによって、事業目的の達成に望ましくない影響を与える可能性、又はその可能性のある要因をいう。
- 二 リスクアセスメント リスク特定、リスク分析、リスク評価のプロセス全体をいう。
- 三 リスク特定 リスクを発見、認識及び記述するプロセスをいう。
- 四 リスク分析 リスクの特質を理解し、リスクレベルを決定するプロセスをいう。
- 五 リスクレベル 結果とその起こりやすさの組合せとして表現されるリスクの大きさをいう。
- 六 残留リスク リスク対応後に残るリスクをいう。
- 七 リスク評価 リスク及びその大きさが、受容可能か又は許容可能かを決定するために、リスク分析の結果をリスク基準と比較するプロセスをいう。
- 八 リスク対応 リスクを修正するプロセスをいう。
- 九 リスク受容 ある特定のリスクを受け入れるという情報に基づいた意思決定をいう。
- 十 リスク回避 ある特定のリスクにさらされないため、ある活動に参画しない又はある活動から撤退するという、情報に基づいた意思決定をいう。
- 十一 リスク低減 リスク源（脅威、危険源など）を除去する、リスクの起こりやすさ（発生確率又は発生頻度）を下げる、リスク発生時の影響を低くするなどの対策により、リスクレベルを低減することをいう。
- 十二 リスク共有 他者との間で、合意に基づいてリスクを分散することを含むリスク対応の形態をいう。
- 十三 リスク保有 ある特定のリスクにより起こり得る利益の恩恵又は損失の負担を受容することをいう。
- 十四 組織等 都産技研の事業をおこなうために特定の役割又は機能を担った単位をいう。その単位は、通常、管理範囲、役割等の種類に応じ、本部、支所、部、課、室、グループ、セクター、委員会、部会などの名称を付けて識別する。

(リスクアセスメントの目的)

第3条 リスクアセスメントは、次の各号に掲げる目的のために実施する。

- 一 都産技研の組織等におけるリスクを適切に特定し、組織等が自らのリスクを認識する。
- 二 都産技研の組織等が、特定したリスクの分析及び評価を行い、優先度を付けた適正かつ効果的なリスク対応を実施する。
- 三 都産技研の事業運営の堅実化及びステークホルダーの損失の最小化を目指し、リスクに対して、情報に基づいた適正な意思決定を実践する。

第2章 リスクアセスメントのための体制

(個別リスクアセスメント総合責任者)

第4条 組織等の個別のリスクアセスメント活動は、都産技研リスクマネジメント委員会若しくはリスクアセスメント部会の指示、又は組織等自らの意思決定に基づき、計画及び実施を行う。組織等の長は、原則として、その個別リスクアセスメントの総合的な責任者（以下「リスクアセスメント総合責任者」という。）となり、次の各号に掲げる責任・役割を負う。

- 一 担当する組織等のリスクアセスメントの計画、実施、報告の責任
- 二 担当する組織等のリスクアセスメントを実施する実務責任者の指名
- 三 担当する組織等のリスクアセスメント結果の承認及びリスク対応の方針の決定

(個別リスクアセスメント実務責任者)

第5条 組織等の個別のリスクアセスメント活動の実務責任者は、次の各号に掲げる責任・役割を負う。

- 一 対象組織等又は特定業務若しくは特定領域のリスクの特定、分析、評価を実施すること。
- 二 対象組織等又は特定業務若しくは特定領域のリスク評価結果をリスクアセスメント総合責任者に報告し、承認を得ること。
- 三 対象組織等又は特定業務若しくは特定領域のリスク対応計画書を作成し、リスクアセスメント総合責任者の承認を得ること。
- 四 自らの責任及び役割を完遂するために、必要に応じて、リスクアセスメント活動の実務担当者を指名すること。

(個別リスクアセスメント実務担当者)

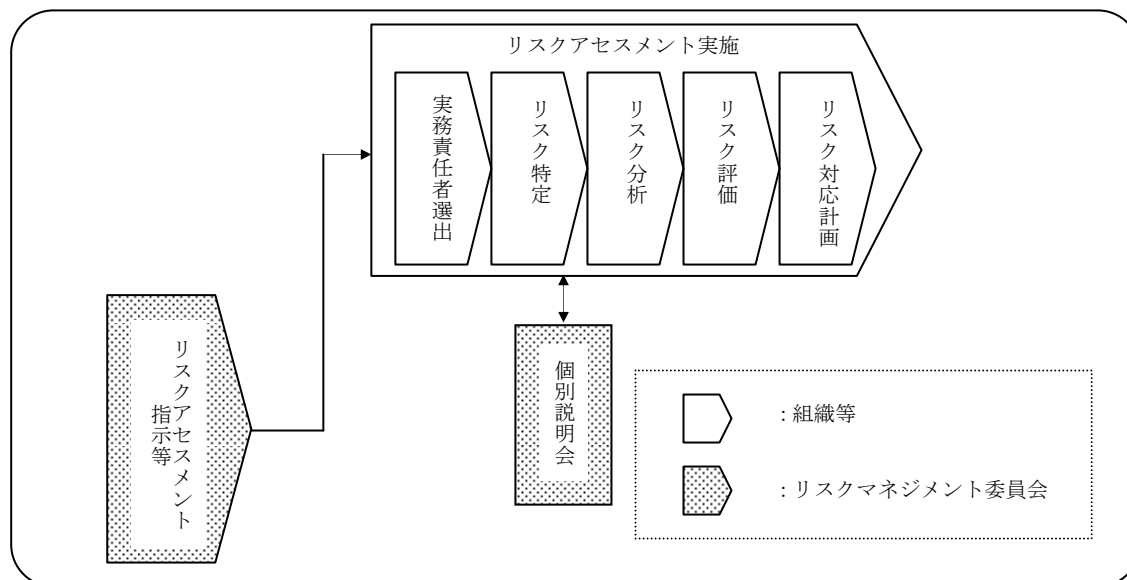
第6条 組織等の個別のリスクアセスメント活動の実務担当者は、次の各号に掲げる事項等について、リスクアセスメント実務責任者の業務を補助する役割を担う。

- 一 リスクの特定、分析及び評価の実施
- 二 リスク対応計画の作成

第3章 リスクアセスメントの実施

(全般)

第7条 組織等の個別のリスクアセスメント活動に関する主な実施プロセスの流れは、下図に示すとおりとする。



(リスク特定)

第8条 組織等の個別のリスクアセスメント実務責任者は、対象の組織等で管理するリスクの候補を洗い出し、文書化することにより特定する。

2 前項の特定を実施するに当たっては、次に掲げる項目を明確に識別する。

- 一 保護対象
- 二 事象発生の場合又は条件
- 三 リスク源（脅威、危険源など）
- 四 事象
- 五 起こり得る結果（望ましくない影響を与える事象の結末）
- 六 原因、又は起こりやすさに影響を与える要素（脆弱性、接近頻度など）

(リスク分析)

第9条 組織等の個別のリスクアセスメント実務責任者は、リスクを分析するため、特定したリスクの候補すべてに対し、結果の影響度と起こりやすさ（発生確率又は発生頻度）を算出する。

2 前項のリスク分析で使用する基準は、別紙【表1】及び【表2】を参考として、リスクマネジメント委員会等がリスクアセスメント指示時に通知する基準又は別途標準化された基準とする。

(リスク評価)

第10条 組織等の個別のリスクアセスメント実務責任者は、第9条で分析したリスク候補の中から対象の組織等で管理するリスクを絞り込むため、以下に掲げる事項を実施すること。

- 一 分析したリスク候補すべてを対象に、以下に掲げる事項を実施すること。

- ① リスク候補のリスクマップ（リスクレベルを定量的かつ2次元的に把握するために、結果の影響度と起こりやすさを両軸に設定した図表）を作成する。
- ② ①のリスクマップを勘案し、結果の影響度と起こりやすさの妥当性を確認する。
- ③ 別紙【表3】を参考として、結果の影響度のレベルに対応した係数と起こりやすさのレベルに対応した係数を定め、リスクの受容基準を決定する。
- ④ リスクマップ及びリスク受容基準から、対象の組織等としてのリスク対応の優先順位を決定する。

二 対象の組織等が対応するリスク候補を決定すること。

三 実施したリスク特定、リスク分析、リスク評価及びリスク候補のリスクマップを用いて、対象の組織等として重要と判断したリスクのコントロール・マトリックス（第1軸を評価したリスク、第2軸をリスクアセスメント活動の時系列的な結果とした一覧表）を作成すること。

（リスク対応計画案）

第11条 組織等の個別のリスクアセスメント実務責任者は、以下の手順に従い、リスクに対する対応方針及びリスク対応計画を作成する。

一 評価したリスクに対して、リスク対応の方針を検討する。なお、リスク対応の方針の選択肢は、次の4項目とする。

- ① リスク回避
- ② リスク低減
- ③ リスク共有
- ④ リスク保有

二 決定したリスク対応方針に基づき、リスク対応計画書を作成する。なお、リスク対応計画を作成するリスクは、対象の組織等において重要と判断したリスクとし、リスク対応計画には次の事項を含める。

- ① 各工程の責任者
- ② スケジュール
- ③ 納期などの管理特性

（リスク評価結果等の承認）

第12条 組織等の個別のリスクアセスメント総合責任者は、リスク評価結果及びリスク対応計画書を確認する。但し、アセスメント実施がリスクマネジメント委員会等の指示に基づいておこなわれた場合、当該計画書の実行が対象の組織等の役割・権限を超える場合、その他上部の判断が必要な場合は、リスクマネジメント委員会に上程する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成24年1月26日から施行する。

別紙 リスクの定量化及び受容の参考基準

【表 1】 結果の影響度の参考基準

| レベル | 定義 | 分野 | | | |
|-----|--------|-------------------|-----------|-------------|--------------|
| | | 財務 | 人命 | 業務 | 環境 |
| 5 | 甚大な被害 | 1億円以上 | 死亡者が発生 | 広範囲で1ヶ月以上停止 | 社会的問題に発展する汚染 |
| 4 | 大きな被害 | 5千万円以上、 1億円未満 | 長期入院が必要 | 広範囲で1週間以上停止 | 周辺地域を含めた長期汚染 |
| 3 | 中程度 | 1千万円以上、 5千万円未満 | 短期入院が必要 | 特定範囲で数日停止 | 周辺地域を含めた短期汚染 |
| 2 | やや軽い影響 | 百万円以上、 1千万円未満 | 医師の手当てが必要 | 特定範囲で1日停止 | 限定エリアでの長期汚染 |
| 1 | 軽微な影響 | 百万円未満 | 軽傷者発生 | 特定範囲で一時的に停止 | 限定エリアでの短期汚染 |

(補足 1) 財務の分野の金額は、復旧、損害賠償のコストである。また、財務の分野の基準額は、法人の財務状況に応じて変動する。

(補足 2) 影響度の値は、複数の分野で評価できる場合、その中で一番影響度が高い分野の値を採用する。

【表 2】 起こりやすさの参考基準

| レベル | 説明 |
|-----|-----------------------|
| 5 | 1年に複数回発生、いつ起きてもおかしくない |
| 4 | 1年に1回発生 |
| 3 | 数年に1回発生 |
| 2 | 10年に1回発生 |
| 1 | ごくまれに、例外的な状況で発生 |

(補足 3) 起こりやすさの値は、残留リスクを用いて算出する。

(補足 4) 結果の影響度と起こりやすさの値は、識別したリスクの事象に対して、組合せで評価するものであり、それぞれ個別に値を評価するものではない。

【表 3】 リスク受容の参考基準

| | | | | | | | |
|----------------------|-----|----------------|------|------|------|------|-------|
| 結果の影響度のレベル (C) | 5 | 10 | 10 ○ | 30 × | 50 × | 70 × | 100 × |
| | 4 | 7 | 7 ○ | 21 × | 35 × | 49 × | 70 × |
| | 3 | 5 | 5 ○ | 15 ○ | 25 × | 35 × | 50 × |
| | 2 | 3 | 3 ○ | 9 ○ | 15 ○ | 21 × | 30 × |
| | 1 | 1 | 1 ○ | 3 ○ | 5 ○ | 7 ○ | 10 ○ |
| | レベル | 係数 | | | | | |
| リスクレベル (R) (=C×L) | 係数 | 1 | 3 | 5 | 7 | 10 | |
| | レベル | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| | | 起こりやすさのレベル (L) | | | | | |

原則として、リスクレベル 21 以上は受容不可 (×)、20 以下は受容可 (○) とする。